

四万十町印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(登録の資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。<u>以下「法」という。</u>）に基づき、四万十町（以下「本町」という。）<u>が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</u> <u>（1） 15歳未満の者</u> <u>（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u> (登録印鑑の規制) 第5条 登録できる印鑑は、1人1個とする。 2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をすることができない。 （1） 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）</u>若しくは通称（<u>令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を<u>組み合わせたもの</u>で表していないもの （2） 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの （3）～（6） （略） 3 町長は、<u>前項第1号及び第2号の規定</u>にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を</u>	(登録の資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、四万十町（以下「本町」という。）<u>の</u>住民基本台帳に記録されている者 <u>（15歳未満の者及び成年被後見人を除く。）</u>とする。 (登録印鑑の規制) 第5条 登録できる印鑑は、1人1個とする。 2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をすることができない。 （1） 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を<u>組合わせたもの</u>で表していないもの （2） 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの （3）～（6） （略） 3 町長は、<u>2－（1）及び（2）</u>にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名のカタカナ表記又はその一部を<u>組合わせたもの</u>で表されている印鑑により登

改正後	改正前
<u>確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)</u>をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。) がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を<u>組み合わせたもの</u>で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (登録事項) 第7条 町長は、印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を備え、印鑑の登録を受けるべき者について印影のほか、次に掲げる事項について登録する。 (1)・(2) (略) (3) 氏名 (<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称</u>) (4)～(6) (略) (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載がされている氏名</u>のカタカナ表記又はその一部を<u>組み合わせたもの</u>で表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記 2 (略) 3 町長は、登録原票を磁気ディスクをもって<u>調製</u>することができる。 (申請書<u>等</u>の自署) 第10条 <u>第3条、第4条、第9条、第11条及び第12条の規定による申請書、委任の旨を証する書面、回答書及び届出書は、全て本人が自署し、押印しなければならない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由により本</u>	録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (登録事項) 第7条 町長は、印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を備え、印鑑の登録を受けるべき者について印影のほか、次に掲げる事項について登録する。 (1)・(2) (略) (3) 氏名 (<u>外国人住民にかかる住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称</u>) (4)～(6) (略) (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている指名</u>のカタカナ表記又はその一部を<u>組合せたもの</u>で表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記 2 (略) 3 町長は、登録原票を磁気ディスクをもって<u>調整</u>することができる。 (申請書の自署) 第10条 <u>印鑑に関する申請書は、申請人、保証人又はその他の関係者がすべて自署し、これに押印しなければならない。自署できない者は、その事由を記して代書せしめ代書者は申請書に署名押印しなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>人が自署できないときは、その理由を記載して代筆させることができる。この場合において、代筆者は、代筆である旨を記載して署名押印しなければならない。</u> (印鑑登録の抹消) 第 13 条 町長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 氏名、氏 <u>(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)</u> 若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したこと又は外国人住民にあつては法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げるものではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)により登録を受けている印鑑が、第 5 条第 2 項第 1 号に該当することとなったとき。 (6) (略) 2 (略) (印鑑登録証明書) 第 14 条 印鑑登録証明書(以下「登録証明書」という。)は、登録者に係る登録原票に登録されている印影のほか、第 7 条第 1 項第 3 号から <u>第 7 号</u>までに掲げる事項の写しについて町長が証明したものとする。 2 (略)	(印鑑登録の抹消) 第 13 条 町長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したこと又は外国人住民にあつては法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げるものではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)により登録を受けている印鑑が、第 5 条第 2 項第 1 号に該当することとなったとき。 (6) (略) 2 (略) (印鑑登録証明書) 第 14 条 印鑑登録証明書(以下「登録証明書」という。)は、登録者に係る登録原票に登録されている印影のほか、第 7 条第 1 項第 3 号から <u>第 6 号</u>までに掲げる事項の写しについて町長が証明したものとする。 2 (略)